

# 令和7年度 出雲市中学生の学習・生活支援事業実施業務委託 選考審査実施要領

## 1 目的

この要領は、令和7年度 出雲市中学生の学習・生活支援事業実施業務の受託者（以下「受託者」という。）を選定するための手続について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務名

令和7年度 出雲市中学生の学習・生活支援事業実施業務委託

## 3 業務内容

業務内容の詳細は別紙「令和7年度 出雲市中学生の学習・生活支援事業実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照すること。ただし、委託業務の最終的な仕様は、別途、市と受託者で協議及び調整を行った上で決定することとする。

### (1) 対象者

出雲市内に居住する以下のいずれかの世帯に属する中学生 最大定員 110名

①出雲市から児童扶養手当を受給している世帯

②住民税非課税等世帯

### (2) 業務内容

①学習支援（学習機会の提供、学習習慣定着のための支援）

②生活習慣の習得支援（基本的な生活習慣定着のための助言、相談対応）

③その他（事業実施効果の測定）

### (3) 学習支援及び生活習慣の習得支援に係る業務実施期間

令和7年8月1日から令和8年2月28日

## 4 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

## 5 当該業務に係る市予算額

業務委託料 11,350,000円（消費税込）

(1) 上記金額は委託契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることを留意すること。

(2) 見積書を提出する際、上記金額を超えるものは無効とする。

ただし、上記金額を超える場合であっても、より効果的な支援内容が提案できる場合には、上記金額に追加する金額に係る見積書を別途提出することを可とする。

## 6 参加資格要件

次の項目の全てを満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

(2) 市税等の滞納がない者であること。（出雲市に納税実績がない場合は、本社等の所在地における滞納がないこと。）

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

- 6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 過去3年間において、中学生を対象とした学習支援事業の履行実績があること。

## 7 提案書の受付

参加資格要件を満たす法人から、次のとおり提案書を受け付ける。

### (1) 提出書類

書類名	部数	備考
①令和7年度 出雲市中学生の学習・生活支援事業実施業務 提案書(様式1)	1部	別添資料がある場合にはあわせて提出すること
②事業費の概算見積書(任意様式)	1部	
③納税証明書の写し(市税等滞納のない証明書)	1部	
④誓約書(様式2)及び役員等名簿(様式3)	1部	

### (2) 提案書作成上の留意点

- ア 業務実施にあたり、仕様書に関わらず、より効果が見込まれる実施方法に関する提案がある場合等は、提案書に盛り込むこと。
- イ 提案書は、1法人1提案までとし、提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

### (3) 提出方法

- 持参の場合…閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)を除く9時から17時の間に、「13.書類提出先及び問い合わせ先」まで持参すること。
- 郵送の場合…一般書留、簡易書留及び配達記録郵便のいずれかの方法で郵送すること。提出期限当日の消印分は有効とする。
- ※添付資料等については、電子媒体での提出も可とするが、押印を要する書類は原本を提出すること。

### (4) 提出締切

令和7年5月14日(水)

## 8 質疑受付及び回答

募集内容に関する質疑応答は、電子メールにより受け付ける。(電子メール送付後、電話でその旨を連絡すること。)なお、質問は「6.参加資格要件」を満たしている法人で、提案書を提出する意思のある法人に限定する。

### (1) 質問受付期間

令和7年4月24日(木)から令和7年4月30日(水)17時まで

### (2) 提出方法

- 質問票(様式4)により、「13.書類提出先及び問い合わせ先」へ電子メールで提出すること。
- ※電子メール送付後、電話でその旨を連絡すること。

### (3) 回答方法

令和7年5月7日(水)17時までに電子メールにて回答する。

## 9 審査

提出された提案書等をもとに、出雲市子ども未来部子ども政策課で書類審査を実施し、1事業者を選考する。

## 10 提出書類の確認及び審査方法

### (1) 提出書類の確認方法

提出書類の確認については、出雲市子ども未来部子ども政策課が実施する。

### (2) 審査方法

選考委員において、以下の評価項目及び評価基準に基づいて総合的に審査をし、最も得点の高い1事業者を受託者として選定する。

#### 【審査評価項目】

評価項目	評価基準	配点
①実施体制	・当該業務を円滑に遂行できる体制が整えられているか。(管理運営体制、配置人数等) ・市の要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が整えられているか。	10
	・この事業に有効な人材を有しているか。 ・本業務と同様または類似する業務の実績があるか。	10
	・より多くの生徒が利用できるような実施場所(箇所数、位置)を設けているか。	10
	・対象生徒が事業を利用しやすい対応が取られているか。	10
②実施内容	・事業の目的を理解し、仕様書の方針に沿った実施が見込めるか。	10
	・学習支援について、対象生徒にとって具体的かつ効果的な実施(カリキュラム、実施会場数、実施曜日等)が見込めるか。	20
	・生活習慣の習得支援について、対象生徒にとって具体的かつ効果的な実施が見込めるか。	20
③経費	・適正な経費設計(事業計画との整合性、収支計画等)がなされているか。	10
合計		100

### (3) 審査結果通知

審査結果は、全ての提案者に対し、令和7年度 出雲市中学生の学習・生活支援事業実施業務受託者選定結果通知書(様式5)により通知する。

なお、審査の経過は公表しない。また、審査結果に対する異議、問い合わせには応じない。

#### 【通知時期】

令和7年5月下旬

### (4) 業務委託契約

①受託者決定後、市と受託者で令和7年度 出雲市中学生の学習・生活支援事業実施業務委託契約を締結する。

②学習支援の開始時期は、仕様書に定めた時期を基本とし、別途、市と受託者で協議の上、決定することとする。

③契約金額は、原則として、受託者が提出した見積額を超えないこととする。

## 11 その他

- (1) 提案者は、提案書の提出後に本事業への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 提案書提出に関する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 市へ提出された書類は、選定結果に関わらず返却しない。
- (4) 市へ提出された書類は、受託者の選定以外の用途には使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合は、出雲市情報公開条例に基づき対応する。

## 12 実施スケジュール

項目	日程（令和7年）
募集告知開始	令和7年4月24日（木）
質問受付期間	令和7年4月24日（木）～令和7年4月30日（水）
質問に対する回答	令和7年5月7日（水）
提案書提出締切	令和7年5月14日（水） 午後5時00分
結果通知発送	令和7年5月21日（水）
契約事務	令和7年7月中旬を予定（対象生徒数確定後）

## 13 書類提出先及び問い合わせ先

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

出雲市 子ども未来部 子ども政策課 担当：足立、加藤

電話：0853-21-6218 FAX：0853-21-6413

電子メール：kodomocity.izumo.shimane.jp